

# 令和3年度不服申立処理状況詳細

本書面は、「令和3年度不服申立ての処理状況」とあわせて、行政不服審査法第85条<sup>1</sup>に基づき、大阪市における不服申立ての処理状況を明らかにするものです。

## 1 調査対象等について

### ・調査対象

令和3年4月1日現在係属中及び令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に大阪市の機関（大阪市会、大阪市の委員会、出先機関及び大阪市の幹事団体である共同設置の機関の分も含みます。）に対して申立てが行われた全ての不服申立事件が対象となります。

### ・不服申立ての件数

不服申立ての件数については、処分ごと、不服申立人ごとに1件として数えています。

よって、例えば、A局及びB区役所が行った部分公開決定それぞれ1件に対して、1通の審査請求書により審査請求が提起された場合でも、2件の審査請求となります。

また、保護者が同一の3名の児童に対して、それぞれ一時保護処分が行われ、それらに対し、保護者1名から1通の審査請求書が提出された場合でも、3件の審査請求となります。

また、特区認定に対して、近隣住民2名から1通の審査請求書にて審査請求が行われた場合でも、2件の審査請求となります。

### ・調査結果

不服申立ての類型や、不服申立ての根拠法令ごとの件数については、「令和3年度 不服申立ての処理状況」をご覧ください。

以下では、

「2 不服申立てについて」…不服申立て全体の件数動向等

「3 新法に基づく審査請求について」…新法に基づく審査請求の処理内訳等

「4 審理期間について」…行政不服審査会に諮問された場合の審理期間等

「5 その他」…行政不服審査会における諮問状況等

を掲載しています。

---

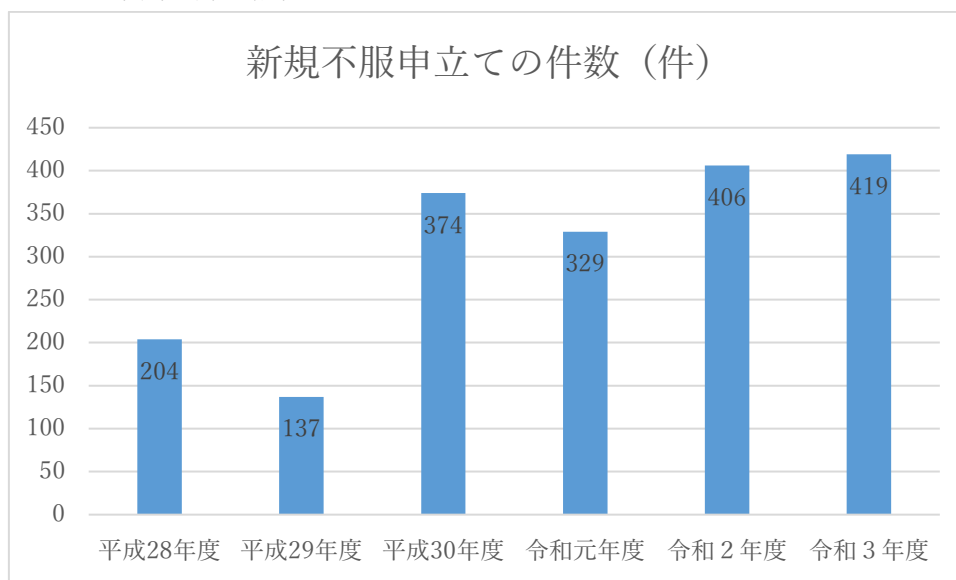
<sup>1</sup> 不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない。

## 2 不服申立て<sup>2</sup>について

### ① 新規<sup>3</sup>不服申立ての件数推移について

令和3年度に大阪市に対して新たに不服申立てされた件数は419件で、前年度に比べて13件増加しています。

平成28年度以降の推移は、下図のとおりです。



※ 不服申立ての件数の数え方について途中で見直しを行っています。

### ② 新規不服申立ての根拠法別件数について

根拠法別の件数は、下表のとおりです。

行政不服審査法第2条（審査請求・処分）	281件
行政不服審査法第3条（審査請求・不作為）	12件
行政不服審査法第5条（再調査請求）	8件
地方税法432条（固定資産の審査の申し出）	118件
<b>合計</b>	<b>419件</b>

旧の行政不服審査法に基づく不服申立てはありませんでした。

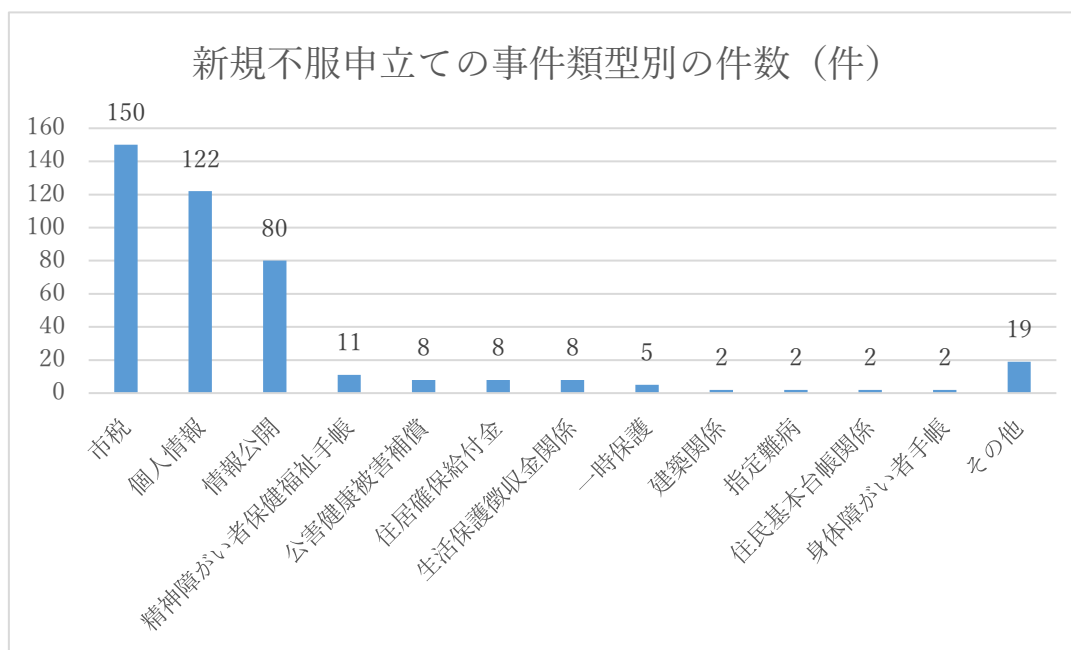
<sup>2</sup> 「不服申立て」は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び特別法に基づく不服申立て全てです。

<sup>3</sup> 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に新たに申し立てられたものです。

- ③ 新規不服申立ての申立先別件数について  
申立先別の件数は、下表のとおりです。

申立先	3年度	2年度
市長	291件	354件
水道局長	0件	1件
建築審査会	2件	22件
教育委員会	7件	4件
人事委員会	0件	4件
選挙管理委員会	0件	2件
監査委員	1件	1件
固定資産評価審査委員会	118件	18件
<b>合計</b>	<b>419件</b>	<b>406件</b>

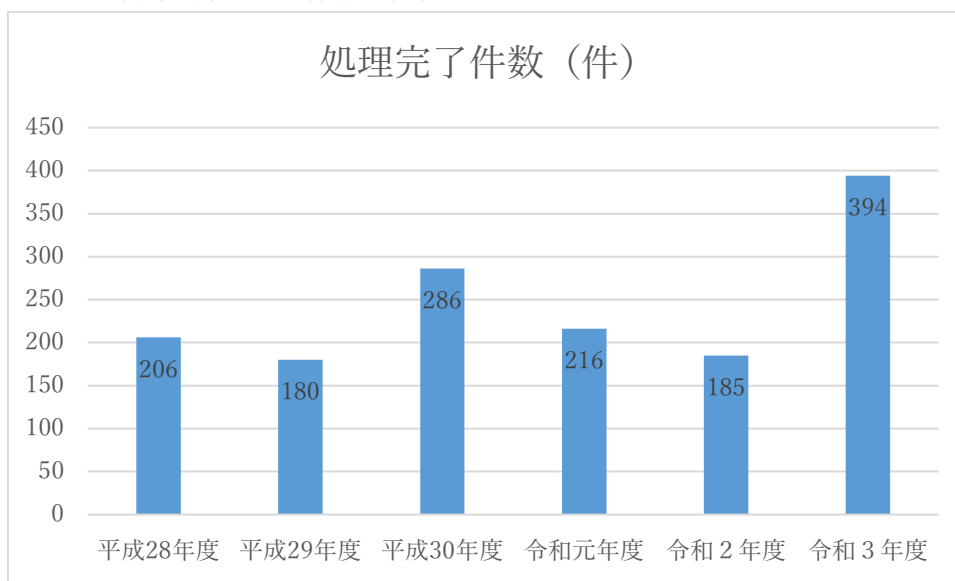
- ④ 新規不服申立ての事件類型別件数について  
新規不服申立ての事件類型別の件数は、下図のとおりです。



※「その他」の内訳は、都市再開発に関するもの1件を除き、原処分が存在しないあるいは不明なものです。

⑤ 年度ごとの処理<sup>4</sup>件数の推移について

平成 28 年度以降の処理件数の推移は、下図のとおりです。



⑥ 令和 3 年度の不服申立てに係る処理内容別件数について

令和 3 年度に不服申立てに係る処理が行われた 394 件のうち、処理内容別の件数は下表のとおりです。

認容 <sup>5</sup>	22 件
棄却 <sup>6</sup>	244 件
却下	70 件
取下げ	58 件

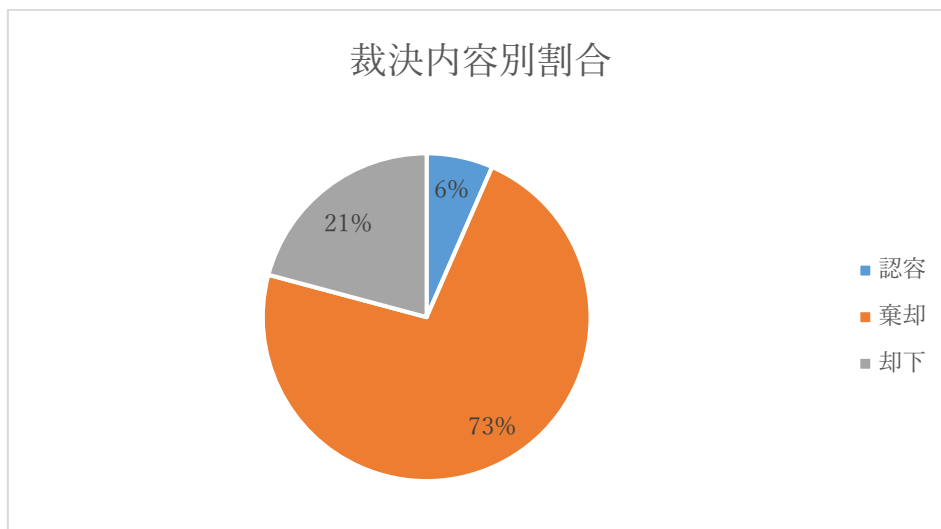
<sup>4</sup> 「処理」には、裁決されたものだけでなく取り下げられたものを含んでいます。

<sup>5</sup> 請求の一部でも認容されているものは「認容」としています。

<sup>6</sup> 一部棄却・一部却下は「棄却」としています。

⑦ 令和3年度の裁決内容別の割合について

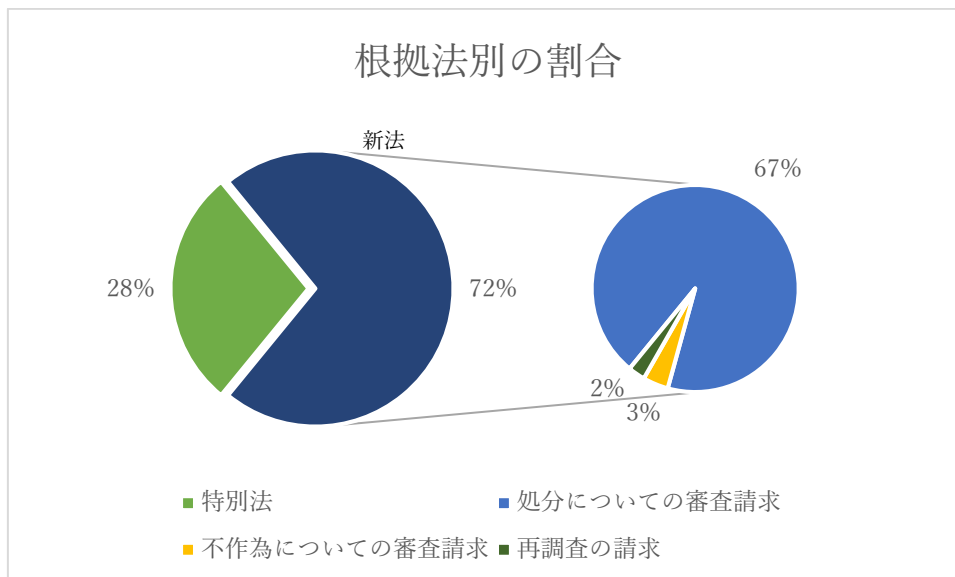
令和3年度中に裁決が行われた336件のうち、一部でも認容となった割合は下図のとおり6%です。



### 3 新法<sup>7</sup>に基づく審査請求について

以下では、不服申立てのうち、新法に基づく審査請求（処分についての審査請求及び不作為についての審査請求）に絞って件数等を示しています。

なお、新規不服申立て全件数の中での新法に基づく審査請求の割合は下図のとおり、処分についての審査請求が67%、不作為についての審査請求が3%です。



<sup>7</sup> 行政不服審査法（平成26年法律第68号）を指します。以下同

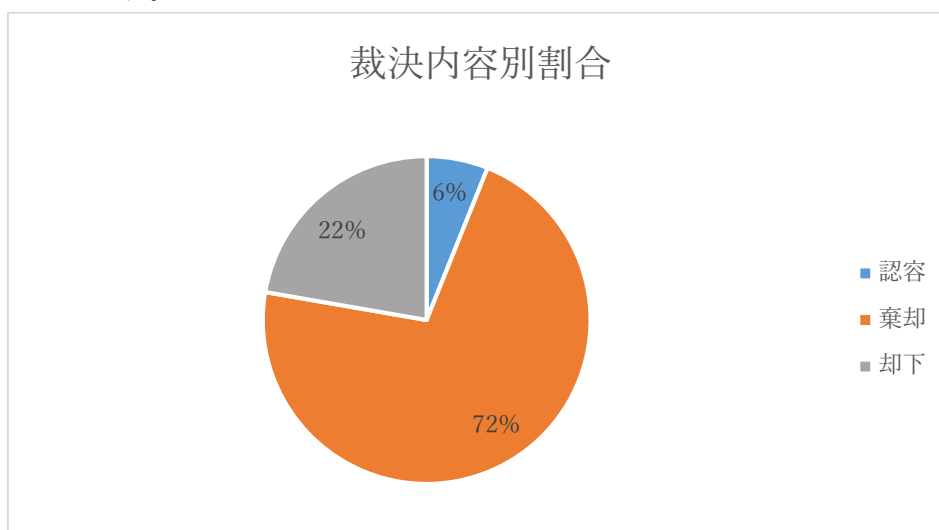
① 令和3年度に新法に基づく審査請求のうち処理が行われた件数について

令和3年度に新法に基づく審査請求は新たに293件あり、前年度からの持越し590件と合わせた883件のうち、284件について令和3年度中に処理が行われました（翌年度持越し599件）。処理が行われた284件の処理内容別の内訳は下表のとおりです。

認容 <sup>8</sup>	15件
棄却 <sup>9</sup>	177件
却下	55件
取下げ	37件

② 令和3年度の新法に基づく審査請求の裁決内容別の割合について

令和3年度中に裁決が行われた247件のうち、一部でも認容となった割合は下図のとおり6%です。



認容の内訳は、個人情報に関するもの8件、情報公開に関するもの3件、障がい者総合支援に関するもの2件、市税に関するもの1件、身体障がい者手帳に関するもの1件です。

<sup>8</sup> 請求の一部でも認容されているものは「認容」としています。

<sup>9</sup> 一部棄却・一部却下は「棄却」としています。

③ 令和3年度に裁決が行われた新法に基づく審査請求についての諮問先等別件数について

令和3年度中、新法に基づく審査請求について裁決が行われた247件の諮問先等別の内訳は下表のとおりです。

	認容 <sup>10</sup>	棄却 <sup>11</sup>	却下	合計
情報公開審査会	3件	111件	0件	114件
個人情報保護審議会	8件	34件	1件 <sup>12</sup>	43件
行政不服審査会	3件	17件	1件 <sup>13</sup>	21件
5号適用 <sup>14</sup>	1件	8件	0件	9件
その他 <sup>15</sup>	0件	7件	53件	60件

④ 令和3年度に処理が行われた新法に基づく審査請求についての審理手続きについて

令和3年度中、新法に基づく審査請求について処理が行われた284件のうち、審理員指名がされた事件は51件で、すべて審理員1名の指名です。そのうち、審理員審理において口頭意見陳述が実施された事件は1件でした。

---

<sup>10</sup> 請求の一部でも認容されているものは「認容」としています。

<sup>11</sup> 一部棄却・一部却下は「棄却」としています。

<sup>12</sup> 諮問はされましたが、答申はされていません。

<sup>13</sup> 諮問はされましたが、答申はされていません。

<sup>14</sup> 行政不服審査法第43条第1項第5号に基づき行政不服審査会が諮問不要と決定したもので、身体障がい者手帳に係るもの1件、精神障がい者保健福祉手帳に係るもの8件について、当該決定に基づき、行政不服審査会への諮問を行わず裁決されました。

<sup>15</sup> 行政不服審査法第43条第1項のうち第5号以外の理由で諮問がなされなかった事件及び審理員の指名がなされなかった事件等になります。

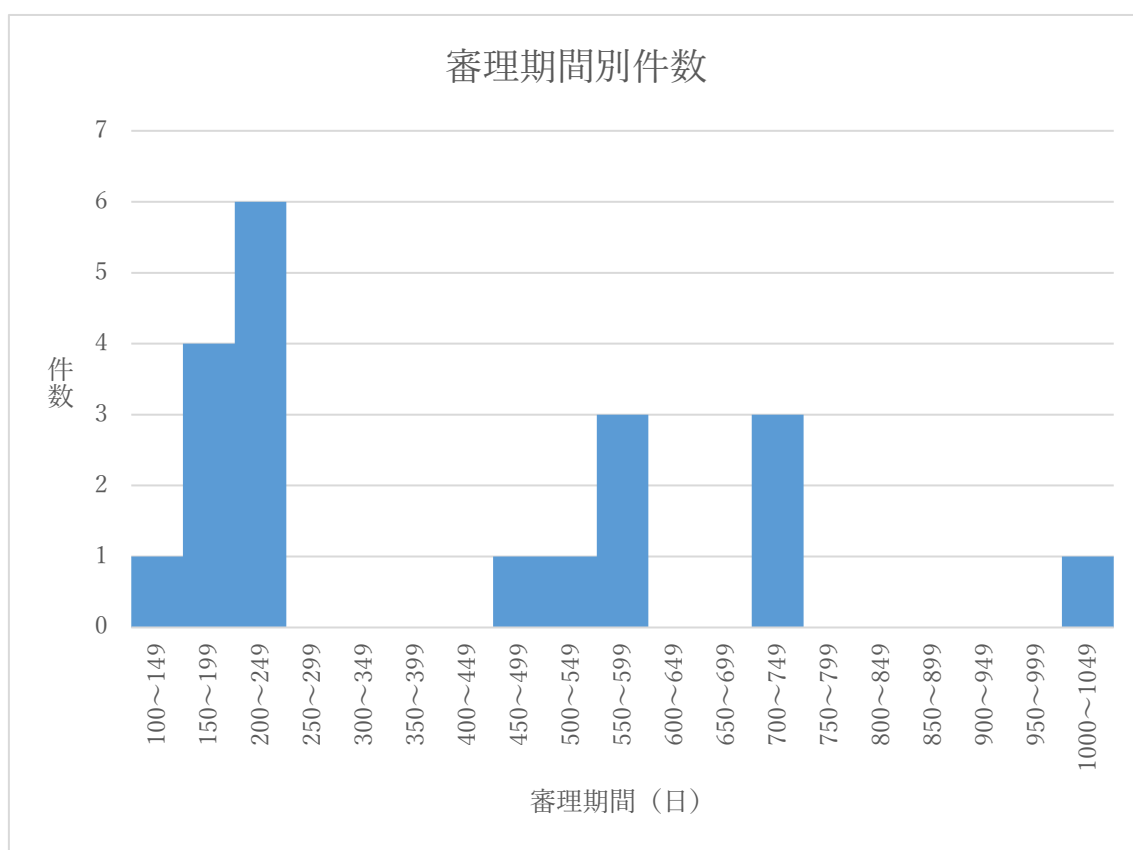


#### 4 審理期間<sup>16</sup>について

審理期間については、審査庁や不服申立て類型によって大きく異なるところですが、ここでは参考に、行政不服審査会、情報公開審査会、個人情報保護審議会の答申を経て裁決され場合の審理期間と、行政不服審査法第 43 条第 1 項第 5 号を適用し行政不服審査会に諮問せずに裁決された場合の審理期間の実績を参考に示させていただきます。

- ・行政不服審査会の答申を受けて裁決された場合

令和 3 年度中に行政不服審査会の答申を受けて裁決された件数は合計 20 件であり、審理期間別の件数は下記グラフのとおりです。



<sup>16</sup> 不服申立日から裁決日までの日数から補正に要した日数（補正命令日から補正書收受日の間の日数）を引いて算出しています。なお、大阪市では、行政不服審査法第 16 条に基づく標準審理期間は未設定です。

また、総務部会、税務部会の内訳も含めた審理期間の平均値等は、下表<sup>17</sup>のとおりです。

	全体（20件）	総務部会（9件）	税務部会（11件）
平均値	406日	667日	193日
中央値	229日	555日	204日
最大値	1,120日	1,120日	230日
最小値	141日	496日	141日
8割 <sup>18</sup>	555日	733日	218日

なお、手続きごとに要した日数の平均は下表のとおりです。

	全体	総務	税務
審査請求から審理員指名まで <sup>19</sup>	26日	32日	21日
審理員指名から審理員意見書提出まで	209日	337日	104日
審理員意見書提出から諮問まで	36日	69日	9日
行政不服審査会への諮問から答申まで	100日	176日	38日
答申から裁決まで	33日	47日	21日

いずれの手続きも総務部会諮問案件が税務部会諮問案件より長期間を要しています。その理由としては、税務部会案件については市税に関するものに限られ、審査庁担当課、審査会ともにノウハウの蓄積が見られるが、総務部会案件については、審査庁担当課は各所属の各課に分散しており、審査会においても制度理解から入る必要があるためと思われます。

<sup>17</sup> 小数点以下四捨五入（以下同）しています。

<sup>18</sup> 8割が収まる日数です。

<sup>19</sup> 補正に要した日数を除いています。

- ・情報公開審査会の答申を受けて裁決された場合（114 件<sup>20</sup>）

平均値	877 日
中央値	932 日
最大値	1,151 日
最小値	390 日

- ・個人情報保護審議会の答申を受けて裁決された場合（43 件<sup>21</sup>）

平均値	703 日
中央値	648 日
最大値	2,042 日
最小値	479 日

- ・審理員意見書の提出を受けた後行政不服審査法第 43 条第 1 項第 5 号を適用し諮問せずに裁決された場合（9 件）

	身体 <sup>22</sup> （1 件）	精神 <sup>23</sup> （8 件）
平均値	656 日	109 日
中央値		114 日
最大値		123 日
最小値		86 日

---

<sup>20</sup> 全件新法に基づく審査請求です。

<sup>21</sup> 旧行政不服審査法に基づく異議申立て 1 件を含みます。

<sup>22</sup> 身体障がい者手帳に係る審査請求です。

<sup>23</sup> 精神障がい者保健福祉手帳に係る審査請求です。

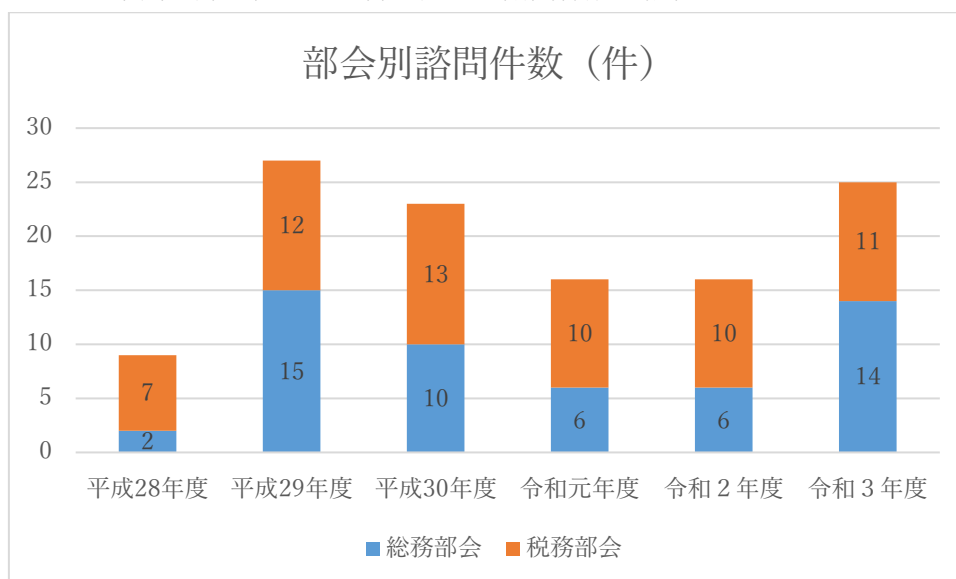
## 5 その他

### ①行政不服審査会諮問件数について

令和3年度の諮問件数<sup>24</sup>は25件で、前年度と同じ件数です。部会別の件数は下表のとおりです。

	令和3年度	令和2年度
総務部会	14件	6件
税務部会	11件	10件

平成28年度以降の行政不服審査会への諮問件数の推移は、下図のとおりです。



### ②行政不服審査会答申件数について

令和3年度の答申件数は23件で、前年度から11件増加しています。

なお、上記答申件数中、審査会において口頭意見陳述が実施された諮問案件は3件です。

答申の結論別の内訳は、下表のとおりです。

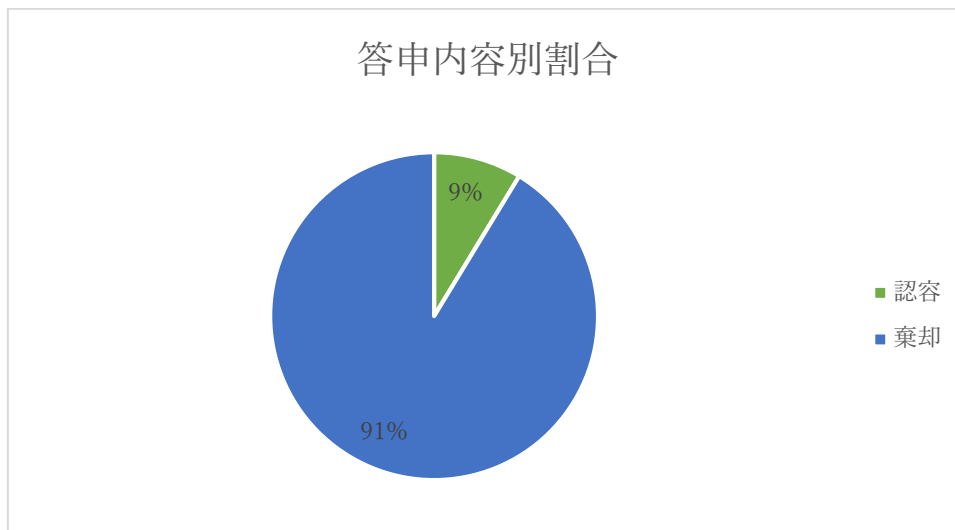
	令和3年度	令和2年度
認容 <sup>25</sup>	2件	2件
棄却 <sup>26</sup>	21件	10件
却下	0件	0件

<sup>24</sup> 2件の審査請求が併合されて諮問されることがあるので、必ずしも審査請求件数・裁決件数とは一致しません。

<sup>25</sup> 請求の一部でも認容されているものは「認容」としています。

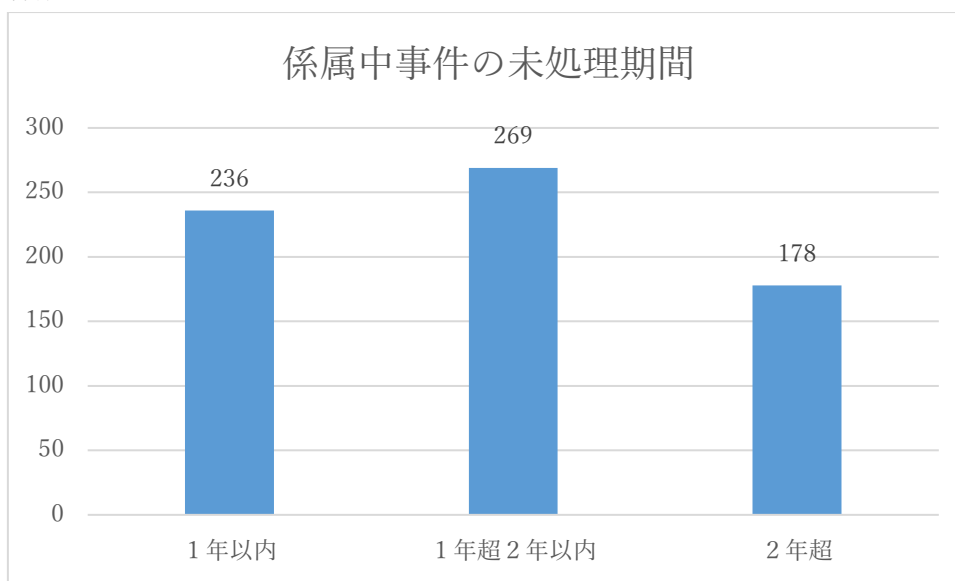
<sup>26</sup> 一部棄却・一部却下は「棄却」としています。

令和3年度において、一部でも認容とされた答申の割合は下図のとおり9%です。



### ③令和3年度末係属中事件の不服申立日からの経過期間について

令和3年度末時点で係属中の全不服申立て683件の不服申立日からの経過期間<sup>27</sup>ごとの件数は、下図のとおりです。



<sup>27</sup> 1年365日として計算しています。また、補正に要した日数は除外していません。